

選挙公営制度の手引

令和5年4月23日執行予定 高山市議会議員選挙
選挙運動用自動車の使用・ビラ・選挙運動用ポスターの
作成に係る公費負担について

この手引は、高山市議会議員選挙における候補者の選挙運動の費用の一部を「高山市議会議員及び高山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例」の規定に基づき、公費で負担することについて、その対象、限度額、申請から請求までの手続を説明するものです。

候補者及び候補者との制度に該当する契約を締結される業者等の皆さんは、この手引を参考に、間違いのないよう手続をしてください。

注1 この公費負担の制度は、候補者が供託物を没収された場合は適用されませんのでご注意ください。

注2 公費負担する費用の請求は、収支報告書の提出期限（選挙終了後15日以内）（5月8日(月)）までをお願いします。

注3 この選挙公営制度で公費負担する費用の、収支報告での取扱いは次のようになります。

<p>※選挙運動用自動車の使用</p>	<p>収支報告に計上する必要なし。</p>
<p>※ビラ・選挙運動用ポスターの作成</p>	<p>収支報告書に計上しなければならない。</p> <p>※公営負担相当額の計上</p> <p>① 収入 収入の部には計上しない。ただし、「参考」の欄に公費負担相当額を記載する。</p> <p>② 支出 作成に係る支出額（公営負担分及び公費負担対象外分の合計）を計上する。 「備考」欄に全作成数量と公費負担分数量の内訳を記載する。</p>

目 次

1	選挙公営の対象とその限度額	1
2	選挙公営の要点	4
3	公費負担の手続図	6
4	申請から請求までの手続	
	(1) 契約締結の届出	7
	(2) 確認申請	8
	(3) 証明書の交付	9
	(4) 費用の請求	10
	参 考 各様式・契約書見本等	別添
5	よくある質問	11

1 選挙公営の対象とその限度額（市議）

選挙公営について

(税込)

内 容	期間中の負担額
選挙運動用自動車の使用 自動車を借り上げて使用する場合 (自動車の借上げ、燃料使用、運転手の雇用それぞれに契約が必要)	
①自動車の借上げ 日額16,100円	112,700円
②燃料の使用 7,700円×選挙運動期間日数	53,900円
③運転手の雇用 日額12,500円	87,500円
小 計 36,300円	254,100円
選挙運動用ビラの作成 (ビラ作成を業とする者との契約が必要)	
①印刷単価(1枚当たり) 7円73銭	
②作成枚数	4,000枚
小 計	30,920円
選挙運動用ポスターの作成 (ポスター作成を業とする者との契約が必要)	
①印刷単価(1枚当たり) 541円31銭	
②固定経費 316,250円	
③作成枚数 ポスター掲示場数	401箇所
掲示場数401箇所の場合 合計額	533,330円
自動車使用とポスター・ビラ作成の合計額	818,350円

※期間中の負担額は、候補者1人当たりの選挙運動期間中の(7日間)の合計額

※選挙運動用自動車の使用で、一般乗用旅客自動車運送事業者と契約する場合は64,500円/日が限度額として公費負担される。

限度額と公費負担額の計算例

選挙運動用自動車の使用

- ① 自動車の借上げは、1日の借り上げ限度額が16,100円で、
全体の限度額は、16,100円×7日間 = 112,700円
(注意事項)

- ・ **選挙運動期間（告示日から選挙期日の前日）**中に、候補者の選挙運動用自動車をレンタル方式で借りる場合の費用が対象となります。
- ・ 同一生計の親族が契約の相手側である場合は、その親族が自動車の貸し出しを事業として営んでいる場合に限って公費負担の対象となります。
- ・ **借りた自動車に対して施す塗装や拡声器、看板の取り付け費用、その看板の作成費用などは対象外です。**
- ・ 道路運送法第80条には、「自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない。」と規定されており、これに違反すると貸主が行政処分の対象となることがありますので注意してください。詳しくは、中部運輸局岐阜運輸支局（058-279-3714）へお問い合わせください。

- ② 燃料の使用は、1日の使用金額（使用量）に限度はなく、
全体の限度額が、7,700円×7日間 = 53,900円
(注意事項)

- ・ **選挙運動期間（告示日から選挙期日の前日）**中に、候補者の選挙運動用自動車に給油する燃料に要する費用が対象となります。
- ・ 同一生計の親族が契約の相手側である場合は、その親族が燃料の販売を事業として営んでいる場合に限って公費負担の対象となります。
- ・ 候補者が使用する選挙運動用自動車以外の燃料代、例えば、伴走車や選挙運動用自動車ではない候補者・選挙運動員・労務者の自家用車などに給油する燃料に要する費用は対象外です。
- ・ 給油の際に燃料供給業者から受領した伝票（日付、自動車登録番号（車両番号）、燃料の供給量、金額が記載されたもの）は、候補者が作成する証明書に写しを添付してください。

- ③ 運転手の雇用は、1日の支払限度額が12,500円で、
全体の限度額は 12,500円×7日間 = 87,500円
(注意事項)

- ・ **選挙運動期間（告示日から選挙期日の前日）**中に、候補者の選挙運動用自動車を運転するために雇用した運転手に支払う報酬が対象となります。
- ・ 同一生計の親族が契約の相手側である場合は、その親族が自動車の運転を事業として営んでいる場合に限って公費負担の対象となります。
- ・ 候補者が使用する選挙運動用自動車以外の自動車の運転手に支払う報酬、例えば、資材を運搬搬送するために借りたトラックの運転手に支払う報酬、運転手以外の車上運動員に支払う報酬などは対象外です。また、企業や団体と派遣契約を締結して派遣を受けた運転手に要する費用も対象外です。
- ・ 1日に2人以上の運転手を雇用した場合は、候補者の指定する1人分に限られます。

- ※ ①+②+③で、公費負担する合計額は254,100円までとなる
※ 無投票の場合は1日分に限られます。

選挙運動用ビラの作成

ビラ 1枚当たりの単価 限度額 7円73銭

公費負担の作成枚数 4,000枚

負担限度額 4,000枚 × 7.73円/枚 = 30,920円
(注意事項)

- ・ 候補者の選挙運動用ビラの作成費用が対象です。
- ・ それ以外のビラ（後援会のビラなど）を作成するための費用は対象外です。また、ビラ以外の印刷部（名刺、封筒など）の作成費用も対象外です。

選挙運動用ポスターの作成

$$\frac{541円31銭 \times \text{ポスター掲示場数} + \text{固定経費}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価}$$

(1円未満の端数は切り上げ)

求めた単価 × ポスター掲示場数 = 限度額

掲示場数401箇所、固定経費316,250円の場合限度額は、
(541.31円 × 401箇所 + 316,250円) ÷ 401箇所 = 1,330円
1枚あたりの限度額

負担限度額 401枚 × 1,330円/枚 = 533,330円

(注意事項)

- ・ ポスター掲示場に設置する、候補者用ポスターの作成費用が対象です。
- ・ それ以外のポスター（個人演説会の会場内に掲示するためのポスター、掲示場数を超える予備のポスターなど）を作成するための費用は対象外です。また、ポスター以外の印刷部（名刺、封筒など）の作成費用も対象外です。

※公費負担は、枚数が401枚まで、負担金額が533,330円までとなる

2 選挙公営の要点

(1) 必ず有償契約を締結しなければならないこと

公費負担を受けようとする候補者は、それぞれの業者等と有償契約を締結し、選挙管理委員会に届け出なければなりません。なお、無償の場合は公費負担の対象となりません。

(2) 公営の適用される額には、すべて一定の限度額があること

公費負担の限度額については、個々の契約ごとの限度額と、候補者1人当たりの限度額の両方が定められています。この限度額を超える額については公費負担の対象となりません。

なお、契約した額が公費負担の限度額を下回る場合には、その契約した額が公費負担となります。

(3) 必ず所定の手続をしなければならないこと

公費負担の対象となる費用は、業者等からの請求に基づいて、市から業者等に支払いますが、この支払いを受けるためには契約の届出から請求まで、定められた手続を行う必要があります。

なお、手続は概ね次の流れで行い、届出等に係る書類には、契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、契約書に押印した印鑑を使用してください。

種 別	提出先等	期日等
1 各種契約届出書		
(1) 立候補の届け出前の契約	候補者 → 市選管	立候補の届出後直ちに
(2) 立候補届出後の契約		契約後直ちに
2 各種確認申請書	候補者 → 市選管	契約の届出と同時に
3 各種確認書	候補者 → 業者等	市選管から交付後直ちに
4 各種使用（作成）証明書		
(1) 使用証明書 （自動車、燃料、運転手）	候補者 → 業者等	契約履行後直ちに （選挙期日又はその前日）
(2) 作成証明書 （ビラ・ポスター）		納品後直ちに
5 請求書	業者等 → 市長	収支報告の提出期限 （5月8日（月））までに

(4) 候補者に係る供託物が没収されないこと

候補者の供託物が没収となる場合には、公費負担の対象となりません。

供託物の没収は、候補者の得票数が一定の数（これを「供託物没収点」といいます。）に達しないときとされています。また、このほか候補者が当該候補者たることを辞した場合等も没収されます。

(条例第2条)

供託物没収点

$$\text{有効投票の総数} \times \frac{1}{10} \times \frac{1}{\text{定数}24}$$

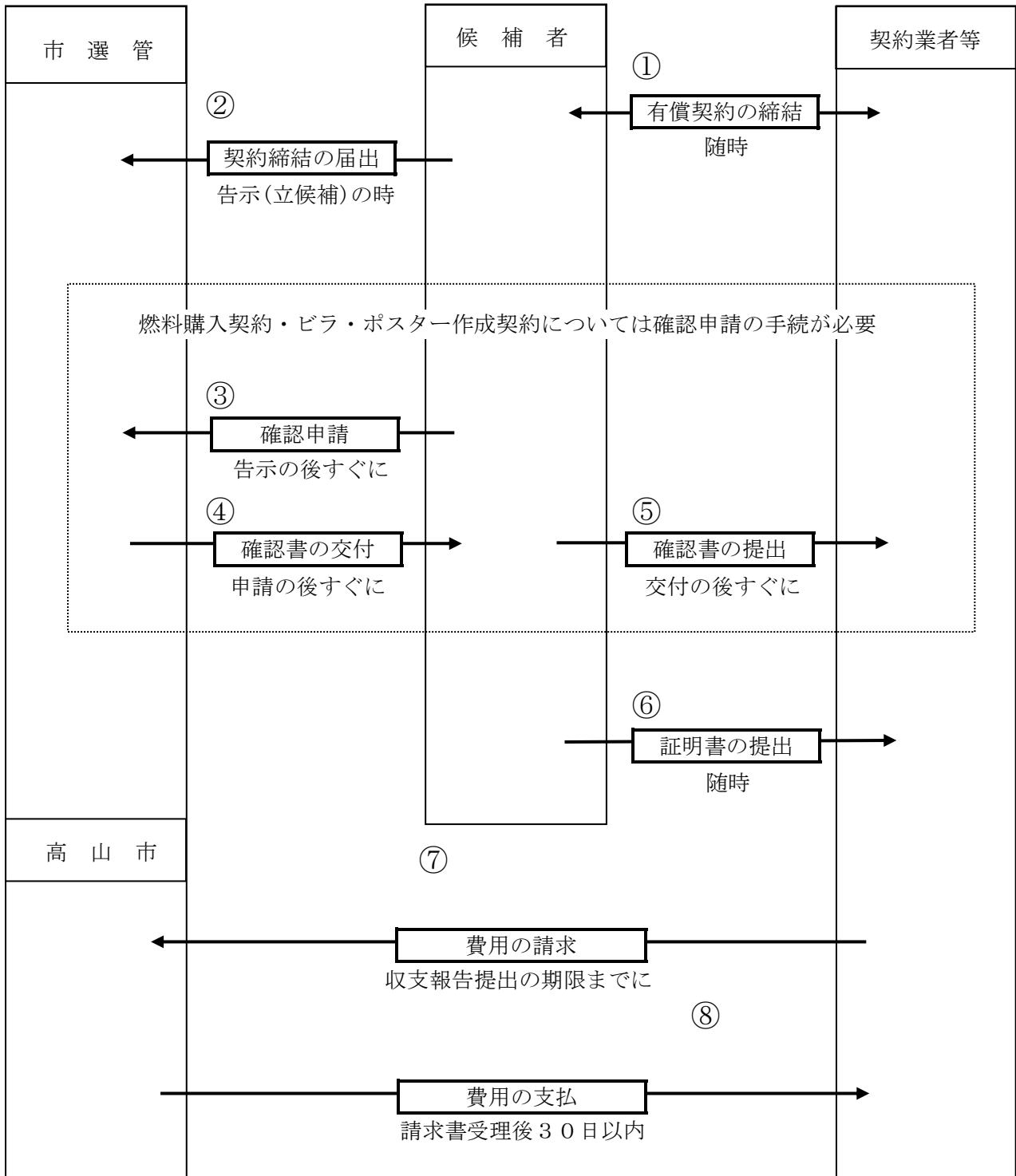
※ 無投票となった場合の取扱い

(告示日までに契約が締結されたもの)

- 1 選挙運動用自動車の使用については、告示日1日の使用分が公営対象となります。
- 2 ビラ・選挙運動用ポスターの作成については、有投票、無投票にかかわらず、作成費が公営の対象となります。

3 公費負担の手続図

手続は、図の上から下へと番号順に進みます



4 申請から請求までの手続

この制度は、選挙に関して、候補者と契約業者等との間で締結された「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」及び「選挙運動用ポスターの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で、供託金が没収されない候補者に限り、高山市が各契約業者等に直接その費用を支払うものです。

以下この制度について各手続を説明します。

(1) 契約締結の届出・・・候補者から選管へ

この制度に基づく公費負担の対象となるのは、有償契約に限ります。その契約が、立候補の届出の前に締結された場合は立候補届出時に、立候補の届出後に締結された場合は契約締結後直ちに届け出てください。

届出の際には契約書の写しを添付してください。契約書の内容としては、契約の当事者、契約期間、契約数量、契約単価、契約金額と契約の意思が書面上明示されていることが必要です。様式とともに契約書の見本を添付しますので参考にしてください。

※ 選挙運動用自動車の使用・・・別記様式第1号（その1）

選挙運動用自動車の使用については、①自動車の借入れ、②燃料の使用、③運転手の雇用の3種類があり、それぞれ契約が必要です。いずれの場合も契約の相手方は、民法上の契約が成立する相手でなければならず、①、②の場合に、もしも相手方が生計を一にする親族である場合は、その者が当該契約にかかる業務を業として行う者に限りません。

なお、燃料代については、契約届出書に記載された登録番号の自動車への燃料供給のみが対象となります。

※ 選挙運動用ビラの作成・・・別記様式第1号（その2）

ビラ作成を業とする者との契約が必要です。通常は契約の相手方は1人（1社）となります。（枚数が限度以下であって追加する場合には2人（2社）以上となることもあります。）

※ 選挙運動用ポスターの作成・・・別記様式第1号（その3）

ビラ作成と同様。

(2) 確認申請…候補者から選管へ

選挙運動用自動車の燃料の使用（燃料代金）と選挙運動用ビラ・ポスターの作成枚数については、公費負担の対象となるものであることを確認するため、確認申請が必要です。（自動車の借り入れ、運転手の雇用は、確認申請は不要）

この確認申請に対しては、選挙管理委員会が申請を受理すると直ちに確認書を交付しますので、確認申請書は候補者又は代理人の方がその都度、選挙管理委員会へ持参してください。

この確認申請は、契約の締結の届出をされた業者に限られ、それぞれの申請書に既に確認を受けた金額や数量を記入する必要がありますので、申請の控え又は写しを保管しておいてください。

選挙管理委員会が交付した確認書は、直ちに契約の相手方に渡してください。

- ※ 選挙運動用自動車の燃料代の確認申請…別記様式第2号（その1）
 - ※ 選挙運動用ビラの作成の確認申請…別記様式第2号（その2）
 - ※ 選挙運動用ポスターの作成の確認申請…別記様式第2号（その3）
- いずれも、様式の備考を参考に記入してください。

選挙管理委員会が交付する確認書…選管から候補者へ

- ※ 選挙運動用自動車の燃料代の確認書…別記様式第3号（その1）
- ※ 選挙運動用ビラの作成の確認書…別記様式第3号（その2）
- ※ 選挙運動用ポスターの作成の確認書…別記様式第3号（その3）

(3) 証明書の交付…候補者から業者等へ

候補者が、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ・ポスターの作成を公費負担により行おうとする場合は、次により証明書を作成し、契約締結業者等に1部を交付しなければなりません。

業者等からは、この証明書を根拠に高山市に対して代金を請求することになります。従って、請求書にこの証明書を添付して請求してください。

証明書は契約ごとに作成し、その記入内容は、各様式の備考を参考に記入してください。

※ 選挙運動用自動車の使用

① 自動車の借入れ……………別記様式第4号(その1)

② 燃料の使用……………別記様式第4号(その2)

☆燃料使用証明書には当該燃料供給業者から受領した「給油伝票」の写しを添付してください。

③ 運転手の雇用……………別記様式第4号(その3)

※ 選挙運動用ビラの作成

ビラの作成……………別記様式第5号

※ 選挙運動用ポスターの作成

ポスターの作成……………別記様式第6号

(4) 費用の請求…業者等から選管へ

契約締結の届出から証明書の交付までの事務手続が完了したもののについて、契約業者等は、当該候補者の供託が没収されなかったことを確認のうえ、次により請求書を作成し、選挙管理委員会（市役所総務課内）へ請求してください。

請求書作成に当たっては、各様式の備考を参考に記入してください。請求書には候補者から交付された証明書を必ず添付してください。

支払は口座振替込で行いますので、振込先は必ず記入してください。費用の請求は選挙終了後15日以内にお願ひします。支払は請求書受理後30日以内とさせていただきます。

※ 選挙運動用自動車の使用

①-1 自動車の借入れ（一般乗用旅客自動車運送事業者と契約する場合）…別記様式第7号（その1、別紙その1の1）

■ 請求金額：1日当たりの契約借上料×7日（円未満端数切捨）

①-2 自動車の借り入れ（①-1以外の場合）…別記様式第7号（その1、別紙その1の2）

■ 請求金額：1日当たりの契約借上料×7日（円未満端数切捨）

②燃料の使用…別記様式第7号（その1、別紙その1の3）

■ 請求金額：1ℓ当たりの契約燃料単価×選挙運動期間中給油量
（円未満端数切捨）

☆請求書に使用証明書及び当該燃料供給業者から受領した「給油伝票」の写しが添付されていないときは、支払いができません。

③運転手の雇用…別記様式第7号（その1、別紙その1の4）

■ 請求金額：1日当たりの報酬×日数（最大7日）

※ 選挙運動用ビラの作成

ビラの作成…別記様式第7号（その2、別紙）

■ 請求金額：1枚当たりの作成費×4,000枚（円未満端数切捨）

1枚あたりの作成費（単価）は契約書記載の金額と同額となります。（契約金額を作成枚数で除した額（割り切れない場合は小数点以下第6位四捨五入））

※ 選挙運動用ポスターの作成

ポスターの作成…別記様式第7号（その3、別紙）

■ 請求金額：1枚当たりの作成費×401枚（円未満端数切捨）

1枚あたりの作成費（単価）は契約書記載の金額と同額となります。（契約金額を作成枚数で除した額（割り切れない場合は小数点以下第4位四捨五入））

注 ・ 契約単価が限度額を超えるときは、限度額となります。
・ 請求金額の詳細は契約書（見本）の注記を参照してください。

5 よくある質問

- ① 契約は限度額で締結すればよいのですか。

限度額はあくまで公費負担する金額の上限を示したものですので、この金額での契約を強制したり推奨したりするものではありません。適正に見積もられた金額で契約し、実際に選挙運動用自動車の使用や、ビラ・ポスターの作成に要した費用について公費請求してください。

- ② レンタカー事業者以外から選挙運動用自動車を借りた場合も公費負担の対象になりますか。

候補者と生計を一にする親族（当該契約に係る業務を業として行う者を除く。）が契約の相手方である場合は、自動車の使用に係る公費負担の対象としないこととされています。それ以外の契約の相手方の条件については、規定していません。しかし、道路運送法第80条には、「自家用自動車は国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない。」と規定されており、これに違反すると貸主が行政処分の対象となることがありますので注意してください。詳しくは、中部運輸局岐阜運輸支局（058-279-3714）へお問い合わせください。

- ③ 燃料代について、期間中の供給量の計に販売単価を掛けて請求金額を算出してよいですか。

燃料代については、給油するごとに燃料供給業者から給油伝票を受け取り、この実績に基づいて燃料の供給量及び燃料供給金額等を日ごとに記載する必要があります。

請求にあたっては、この「日ごとの燃料供給金額の計」と「基準限度額(確認金額)」のいずれか少ない金額を請求してください。

- ④ 予定していた運転手(A)に急用が発生したため、代替りの者(B)が運転手を務めました。公費負担の対象となりますか。また、候補者自らが運転した場合はどうですか。

急遽運転することになった者(B)と候補者との間で運転に関する有償契約を締結し、契約届出書の提出など所定の手続をとれば、公費負担を受けることができます。ただし、この(B)が候補者と同一生計の親族である場合は対象になりません。

また、候補者自らが運転した場合は、公費負担の対象になりません。

なお、(A)は運転を行わなかった日については報酬を受け取ることができませんので、使用証明書や請求内訳書には運転に従事した日だけを記載してください。

- ⑤ 半日交替で2人が運転手を務めた日については、それぞれが半額ずつ公費負担を受けることができますか。

同一の日に2人以上の運転手が雇用される場合に、公費負担の対象となるのは、候補者が指定する1人に限られます。

また半日の運転に対する報酬が通常の半額であれば、公費負担の対象は、その「通常の半額分」が限度になります。

- ⑥ 選挙運動用ポスターはポスター掲示場数までしか作成してはいけないのですか。

選挙運動用ポスター作製枚数に制限はありません。ただし、公費負担はポスター掲示場数の枚数までが限度となります。

高山市選挙公営制度の概要（市議）

公職選挙法により定められている事項

項目	内容	関係法令	実施主体等
投票記載所の氏名等の掲示	記載所に氏名及び党派別の記載 (期日前投票所・不在者投票所も同様)	法 175 条	選管が行う
演説会（個人・政党・政党等）の公営施設使用	学校及び公民館(市が設置したもの)、市の管理する公会堂(文化会館)、市選管の指定する場所において、候補者一人につき同一施設 1 回に限り無料とする。(市が使用料を負担する)	法 161 条 法 164 条	選管が便宜を提供 候補者が行う
通常葉書の交付	通常葉書 2, 000 枚の郵送料	法 142 条	選管は実施に直接関与しないが、その経費を負担する

条例により定められている事項

項目	内容	関係法令	実施主体等
ポスター掲示場の設置	投票区の面積、名簿登録有権者数により設置箇所数を決定。 設置箇所数は、政令の定めによると 500 箇所となるが、401 箇所に減じてある。	法 144 条の 2 法 144 条の 4	選管が行う
選挙公報の発行	発行回数 1 回	法 167 条 法 172 の 2	内容は候補者が提供し、 選管が行う
選挙運動用自動車の使用	①選挙用自動車の借上げ：限度額 16, 100 円/日 ②選挙用自動車の燃料代：限度額 7, 700 円×日数 ③運転手の費用：12, 500 円/日 (※バス、タクシー等にも対応：限度額 64, 500 円/日)	法 141 条	選管は実施に直接関与しないが、その経費を負担する
ビラの作成	枚数の限度：4, 000 枚 単価の限度：ビラ 1 枚当たりの単価（7 円 73 銭） 負担限度額：4, 000 枚×7. 73 円＝30, 920 円	法 142 条	
ポスターの作成	枚数の限度：ポスター掲示場数と同数（401 枚） 単価の限度：(541. 31 円×ポスター掲示場数+316, 250 円) /ポスター掲示場数=1, 330 円 負担限度額：401 枚×1, 330 円＝533, 330 円	法 143 条	